

## 技術者の配置に係る余裕期間制度の試行 ～件名に「ゼロ県債」と記載の工事～

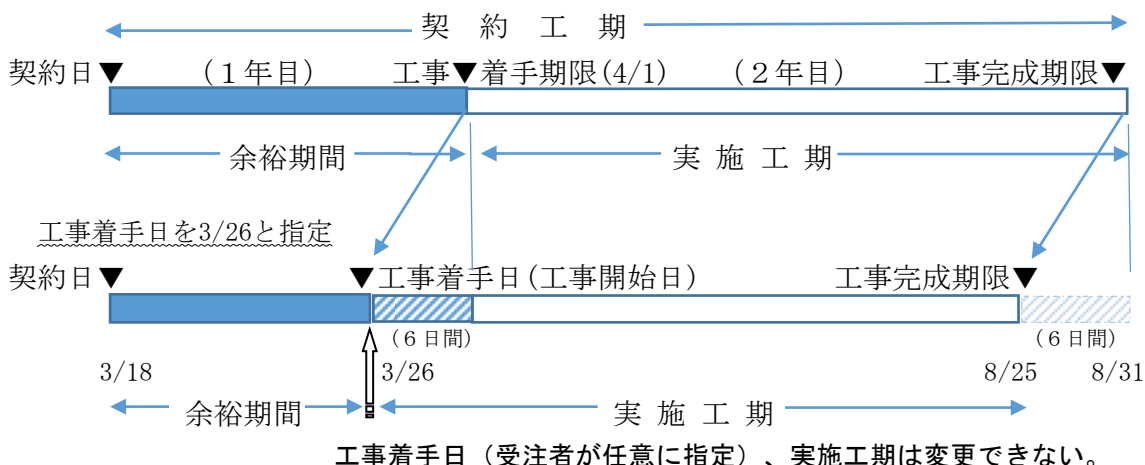
令和2年度中に発注予定の一部工事を対象に、円滑な工事施工体制の確保を目的として、技術者の配置に係る余裕期間制度を試行します。該当する工事は「ゼロ県債」と記載します。

### 1 余裕期間について

余裕期間とは、契約日から工事開始日（以下、「工事着手日」という。）の前日までを指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備等を行うことができる期間です。

今回の試行における余裕期間の設定は受注者が工事始期を選択する方法「任意着手方式」とします。対象工事すべてについて、工事着手期限日を令和3年4月1日（木）とし、余裕期間内において、任意に工事着手日を指定できます。なお、なんらかの理由により、令和3年4月1日（木）以降に契約締結となった場合は、余裕期間は適用しないこととします。

**任意着手方式のイメージ**（契約日：3/18、設計図書上の工事完成期限：8/31）



契約書の記載：令和3年3月18日～令和3年8月25日（工事着手日令和3年3月26日）

### 2 初年度の支払いについて

当該年度内の契約を予定していますが、前金払を含め初年度の支払いはありません。

### 3 監理技術者等の配置について

余裕期間内は、主任技術者または監理技術者の配置は必要ありません。

### 4 現場代理人の常駐について

余裕期間内は、現場代理人の配置は必要ありません。

### 5 その他

#### (1) 余裕期間における工事準備等

余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備、関係者との協議などを行うことができますが、現場への資材の搬入や仮設物の設置など工事着手と判断される準備等を禁止します。なお、余裕期間内に行う準備は原則として受注者の責により行うこととします。

(2) 工事着手後から工事着手期限日までににおける準備等について

工事着手後であれば、監理技術者等及び現場代理人が配置されているので、以下のような準備工事が可能です。

- ・ 交通管理者（警察）、埋設企業者、その他関係者との協議
- ・ 地元住民・企業等との調整、工事のお知らせの配付等
- ・ 現場踏査、写真撮影、既施設調査、現地測量 等

(3) 技術者等が配置できない場合について

工事着手日において、上記3、4の技術者及び現場代理人を配置できないときは、建設業法等に違反し契約を解除することがあるので、ご注意ください。

## 6 適用対象

令和2年12月17日から令和3年2月2日までに公告する工事案件を今回の範囲とします。

### 問合せ先

神奈川県県土整備局事業管理部県土整備経理課

電話 045-210-6083

神奈川県県土整備局都市部技術管理課

電話 045-210-6112